

<書評と紹介> 岡野八代著 『フェミニズムの政治学：ケアの倫理をグローバル社会へ』

Matsuo, Junko / 松尾, 純子

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大原社会問題研究所雑誌 / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

659・660

(開始ページ / Start Page)

72

(終了ページ / End Page)

76

(発行年 / Year)

2013-10-25

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00009506>

岡野 八代著

『フェミニズムの政治学』

——ケアの倫理をグローバル社会へ』

評者：松尾 純子

本書は、1980年代以降のフェミニズム理論にリベラリズムとの対決という一本の筋を通してみることで、公私二元論を批判的に考察する。第1部ではリベラリズムが前提とする主体に対する批判の観点からフェミニズム理解が明確にされ、第2部でケアの倫理が再考され、第3部ではケアの倫理にもとづく社会構想と、主権国家中心のグローバルな安全保障とは異なる共同性への理論的可能性が論じられる（「はじめに」）。章立ては次の通り。

はじめに

第1部 リベラリズムと依存の抑圧

序論 フェミニズム理論と政治思想

第1章 包摂と排除の論理

第2章 自由論と忘却の政治

第3章 リベラリズムとフェミニズム

小括 忘却された主体の来歴

第2部 ケアの倫理の社会的可能性

序論 なぜ、家族なのか

第1章 ケアの倫理からの出発

第2章 私的領域の主権化／母の自然化

第3章 ケア・家族の脱私化と社会的可能性

小括 家族の脱私化から脱国家化へ

第3部 フェミニズムと脱主権国家論

序論 主権国家・近代的主体・近代家族制度
の三位一体をほどこ

第1章 フェミニズムが構想する平和

第2章 安全保障体制を越えて

第3章 ケアから人権へ

終章 新しい共同性に向けて

2010年に受理された博士論文を原形に、さらに時間をかけて完成された大著である。巻末の文献リスト（402-421頁）も圧倒的だが、プラトン以降の政治思想の古典からポスト構造主義の影響を受けた現代のフェミニズム理論までが取り上げられ、現代思想の用語が駆使されて論じられる。それを政治学も現代思想も専門ではない者が書評するなど蛮勇だろう。しかし本書の主張は明快だ。カバー裏の紹介文「女であることの絶えざる葛藤を理論に鍛え上げ、非暴力の社会を構想する、フェミニズム理論の到達点」は、至当な評価である。上野千鶴子は、「公私二元論そのものの解体にまで行き着こうとする点で、本書は真にラディカル」であり、ケアを与える母親の実践は実は奇跡の非暴力を学ぶ実践だと発見した「暴力論は圧巻」、その理論的貢献は『『公的領域』のジェンダー中立性の神話を崩すことにある』という（<http://wan.or.jp/ueno/?p=1871> ちづこのブログNo.32, 2012年）。

著者の岡野八代は1967年に生まれ、同志社大学教授で西洋政治思想史・現代政治理論を専攻し、複数の訳書のほか著書『法の政治学』（青土社、2002年）、『シティズンシップの政治学』（白澤社、2003年、増補版2009年）がある（著者略歴）。前著上梓後に残された2つの問い（フェミニズムはいかなる社会を構想するのか、国家の暴力性に抵抗しうる理論をいかに構築するのか）との「格闘」の成果が本書である（424-425頁）。もっとも著者自ら「現在

の日本社会でそれらはいかにして実現可能なかと問われると、暗澹たる気持ちになる」と記している（425頁）。内藤葉子の書評によれば、本書で市民社会や国家に関するオルタナティブな議論は提起されていない（『マイノリティと法 法社会学』77号，2012年，266-271頁）。こうした政治・法・社会学的観点からの論評はできず、論旨を各節ごとに要約したのちに若干のコメントを付すにとどまるが、それでも本稿を書くのは、未だ認知されていない人権を訴える声が聞えた者は応答しなければいけない、いや、していいと、本書の記述から強く促され励まされたからにはほかならない。

第1部第1章では、差異ある存在を包摂し十全な権利を付与しようとする現代のシティズンシップ論が、なぜその意図を裏切り特定の存在様式や活動を排除してしまうのかが問われる。西欧近代において、暴力を独占する主権国家がその国家の法の下における平等な国民（＝政治的主体）と同時に確立された。同一性の論理に基づく理性的な存在として男性が暴力の担い手（国民）に包摂され、女性が同じ論理で公的領域から排除され積極的に忘れられた。こうした事態を著者は「忘却の政治」と呼ぶ（第1節）。第二次世界大戦後、露骨な暴力を介した包摂は反省され、想起の政治とでもいいうる現代のシティズンシップ論が展開されるが（第2節）、そこでの「市民の責任論」は、異なる利害・善を抱く他者との共存のために市民が政治参加の「義務」を担うという統合の原理を提供する（第3節）。この原理は市民に経済的に自立し自律的判断のできる個人であることを強く要請し、責任主体となり得ないものを予め排除するという逆説を生む（第4節）。苦しみや痛みを訴える者とその具体的要求に応えようとする者は不自由であり、したがって非-公的な存在と

みなされる。ケアの責任問題も公的な市民の義務の体系には属しないと排除される結果、より強固な公私二元論が設定される（第5節）。

第2章では、公私二元論が私の側から自由論に焦点に当てて考察される。市民の責任論は依存した状態を脅威とみなす問題意識と歴史的背景をもつ自由論でもある（第1節）。私的領域（孤独な〈わたし〉の領域）すなわち葛藤を克服し忘却する自己規律のなかに、自由はある。他者のニーズに応えるという意味の責任は、自由の放棄に他ならない。自由な存在とは、〈わたし〉が選択して行為し、その帰結も〈わたし〉のものとして引き受ける、二重の意味で「責任ある主体」である（第2節）。異質な・多様な他者を受け入れる社会を構想しようとするほど、責任ある主体は自由意志に支配・抑圧される従者となる。つまり公私二元論は公私の領域ともに同じディレンマに陥っている（第3節）。自由と主権の同一視によって主体となる〈わたし〉は、外的な状況や他者に依存する存在を、自由で責任ある構成員ではないと扱う主権国家において初めて構成される（第4節）。

第3章ではフェミニズムとリベラリズムが両立しえないことが論じられる。リベラリズムを支える諸理念（平等、自由、自律、権利、個人、契約）は、対置される第二項（差異、必然、依存、ニーズ、家族、同意）に支えられている。第二項は第一項の存在にとって不可欠なため、否定されずに議論の射程から消去され温存される（第1節）。フェミニズムはリベラリズムの諸理念を共有するが、第二項が排除・忘却されることを見過ごせない問題とする（第2節）。「わたしたちは自由であるべきだ」という主張を、著者は一人ひとりが道徳的共同体に属していることを承認し合うべきだという要請と捉え、この道徳的要請がリベラリズムの社会変革を促す批判力の核心であり、フェミニズムも手

放せないものとする（第3節）。しかし、家族的なるもの（第二項として排除され忘却されたもの）を問題にする時、リベラリズムの批判力は現状維持への加担になりかねない限界を持つ（第4節）。フェミニズムは身体や家族的なるもの問題を忘れずに「道徳的共同体」に属する権利を要求し（第5節）、それは〈わたしたちは、人格として認められるために「主体」になる必要はない〉という主張になる（第6節）。

第2部では家族に焦点が当てられ、ケアの「社会性」が論じられる。政治思想において家族は、政治的でないものと否定形で語られるか、政治を支える非歴史的な自然（語られることもない議論の前提）か、であった。第1章ではこの伝統に抗いながら、家族の実践からケアの倫理が取り出される。フェミニズムは子どもと成人の間に主にみられる依存関係を「真に社会的」と呼び、家族的なるものに他者との共存の倫理を見いだそうとしてきた（第1節）。従来、結婚や生殖や家事労働は女性の主体化を妨げるもの、家族における主体は男性だけで女性はその支配下にある客体・自然のように扱われる、とされてきた。しかし、家族のケアを受け〈わたし〉は〈わたし〉という意識を持つようになる（第2節）。ケアとは、複数のプロセスにわけられる、「世界」（環境を含む命）を持続・修復する「人類の活動」である。ケアの実践の各段階に矛盾・軋轢・不満が内在するからこそ、ケアは道徳的価値が問われる「政治的な概念」である。ケアの実践はケア関係の維持に最終的な価値を置き、具体的な他者を「傷つけない」（「危害を避ける」）ことが要請される。このケアの倫理の前提には、「応答しうるresponse-able存在、すなわち責任あるひと」がある。ケアの倫理は「他者への危害」の社会的創出を避けようとし、「傷つきやすさにおける不均等をなくすこと」を社会的責任として提起する（第3節）。とは

いえケアの倫理には、①女性の自立の妨げ、②家内領域への女性の押し込め、③母性主義、と大別される批判が出されてきた（第4節）。しかし、既存の公私二元論の無批判な受容が、ケアの倫理に対する躊躇を生じさせている。例えば、私的所有権の根拠としての身体は最も私的で「私の同一性を担保するモノ」とされる。だがケア関係における身体は、第一にケアされる「もう一人のわたしにとっての客体」である。つまり最も親密な空間だと考えられがちな身体こそ、最も他者に開かれ排他的ではありえない存在である。「わたしの身体」に刻印されている他者とのつながり（＝社会性）は、従来の権利・義務関係を再考する契機を与える（第5節）。ケアの倫理は、契約モデルを超える「傷つきやすさを避けるモデル」により、義務論的な責任論を超える責任論を提示する（第6節）。

第2章では、公私二元論が「愛」の概念から再考される。政治思想では正義と愛は峻別され、愛は公的領域には属さないものと論じられてきた（第1節）。近代的自己は、母から生まれたこと（＝原初の依存）を自然の名において否認することで確立され、「わたし以外の者」を「自己の同一性をおびやかす他なる者」と敵視し、価値を貶め、その主体性を認めまいと闘争しなければならない（第2節）。主権的主体における愛情関係は、自己同士が競い合う社会から切り離され、主体の内部（＝本能・自然）で完結されるために、支配関係へと転化してしまう（第3節）。主体は母子関係を一体視・自然視し、「母性愛」を理想化するが、現実には母親業を担う者は、子を見守るなかで非暴力的な共存関係を愛の名の下に実践する。別個の存在である子と継続的な関係性を築くなから生まれる思考様式が、母的思考と呼ばれる（第4節）。

第3章では、公的領域こそ排他的で、むしろ家族という営みが「真に社会的」だと論じられ

る。家族がともに時間を過ごす場（＝ホーム・家）で、ケアする者は「自分とは異なる時間を刻むことになる子の『存在が現れる』ことを待つ」。著者は家のなかでの他者との交わりこそが「社交性」だと考える（第1節）。家は、男性を主人とする支配＝従属関係の家族においては「言葉を必要としない」場とされ、また家^{ハウスキーピング}事には人間的な価値が認められてこなかった。しかし、家を保持する活動は、自分と他者を含む過去と現在のつながりを記憶し、思い出し、取り戻す行為であり、家こそ他者との語り合いを可能にする場である。他者の尊厳を受け止める態度が語り直しの時間のなかで育まれる（第2節）。現在の家族は国家管理の下で制度化され女性に従属を強いている。だからこそ家族という現場から、依存を中心とした関係性のなかに傷つきやすい存在を包摂する社会の構想が、喫緊の課題となる（第3節）。

第3部第1章ではリベラリズムが主権国家の暴力性を不問に付す理由が考察される。フェミニズムの平和論は、平和を好むのは女性の自然（＝本質）か否かをめぐり、複数の主体間ばかりでなく主体内の分裂のなかで論じられてきた（第1節）。他方、軍事的な思考法が身体性を侮蔑し依存を恐怖する伝統的哲学の思考様式に支えられていることが明らかにされた（第2節）。ケアの倫理は身体性を注視する自己像を育み、主体への批判は主体が主権国家のひな形として作られたと国家批判へ向かう（第3節）。軍事的思考に母的思考を対置し、主体批判に根を置く平和の構想と構造的暴力（貧困、専制、人種差別）からの自由を求める闘争の統制理念（武力放棄、抵抗、和解、平和維持）が導かれる。

第2章では安全保障論がケアの倫理から批判される。語源（se-curus：気遣いのなさ・不安のなさ）に示される通り、不安を前提とする安全保障の概念は不安を取り除くための暴力を必

要とする。私的利益の追求を目的とする経済の論理は、安全保障を国家の役割とし（第1節）、安全保障のために国家の存在を正当化する（第2節）。ケアの倫理は、家庭で行われてきた修繕活動から、他者との関係性の修復を求める修復的正義を提示する（第3節）。それは応報的正義とは異なり、暴力の被害者の声に耳を傾け、受けた傷の深さを直視し、その暴力が未来に再び起こらないようにすることを求める（第4節）。

第3章では人権概念がケアの倫理から見直される。人権には3つのアポリアがある。①権利なき者が訴える最低限の権利は、究極であるがゆえに現時点では実現不可能である。②人権に訴えるしかない者は、市民社会から排除された状態、権利の存在しない「荒野」に生きる者であるがゆえにさらに非人間化される。③市民社会で人権として保障されているものは内部の市民にはもはや人権とは感じられず、人権に訴えるしかない者は、それしかない状態へと遺棄されているがゆえに、人権を求める声をあげられない（第1節）。しかし、人権は実現不可能であるからこそ、手放してはならない理念であり、そうしたネガティブな人権の捉え方が人権の普遍性へと通じる道であり（第2節）、この理念から捉え返されたケアの倫理は、「証言の政治」として提起される。傷つきやすく不安定な（precarious：ケア以前、つまりケアを待つ）存在の沈黙と出会うために、わたしたちは市民であり続けたまま、「荒野」へと向かわなければならぬ、と（第3節）。著者はそれを新しい共同性への積極的な提言と位置づけ、〈慰安婦〉やパレスティナ人の被害を嘆くイスラエル人女性の反暴力的な闘いに社会変革への希望の鍵を見いだす（終章）。

評者は、日本語の「母性」が生まれる直前の“母の思考”を調べることから、生存権と対立

する概念としての他者を“受容”する“権利”の概念の必要性を指摘した（「雑誌『青鞥』における「墮胎論争」の一考察」法政大学大原社会問題研究所／原伸子編著『福祉国家と家族』法政大学出版局，2012年）。それを書きつつ、その権利も、障害者となった社会政策・労働問題の研究者が提起した2つの論点（「人間としての生命の質の向上」と“当事者が運動する力の不足”）とその展開（拙稿「田沼裁判の意義」本誌526・527号，2002年）も、ケアと関連すると考え始めていた。本書によって評者には「ケアの倫理」概念によるこれからの思索の見通しが立ったが、それは本書が多岐にわたる議論を整理して一つの方向性を明示してくれたからである。

もっとも、そうであるがゆえに本書は「暴力的」でもある。「思考の対象となる多様な事象がある特定の共通の基準・普遍的な法則の下で同一の客体へと還元しようとするさいには必ず、暴力が介在する」（24頁）。近代以降の学問体系が主権的主体の構築物だからでもあるが、主体による客体化こそが原理的に「暴力」だと再確認した。とはいえ、これは“非暴力”（暴力にあらざる暴力）でもある。“フェミニズムの”と表題にあっても、本書にある「ケアの倫理」の思想家や実践者はフェミニストばかりでなく、フェミニストがみな「ケアの倫理」を見出してきたのでもない。要はリベラリズム—フェミニズムの軸からの忍耐強い考察によって「ケアの倫理」に新たな意味が付与されたということだ。著者は両方を対立的に考察するが、リベラリズムを否定しない。対立の“中で”ではなく対立を“超える”ように考える思考様式こそ「脱構築」という概念の含意だと評者は理解する。自律的・主権的主体であることを批判しながら否定せず、同時に依存的・ケアの担い手でもあるためには、“主体”がこの思考様式を身につけることが必要であり、それなしに“非暴

力”はありえない。

著者は「ナヌムの家」を家として希望的に語るが（243，341頁）、その家内で〈慰安婦〉をケアする存在があってこそ家は維持される。そのケアはケア労働であり感情労働である。有償労働としてのケアと倫理としてのケアは今後どのようにせめぎあうのか。外国人ケア・ワーカーからケアを買う「無責任な市民」（44，222頁）はますます増えるだろう。また、家を経済的に支えてきた男性の葛藤は「ケアの倫理」の観点からどう考察できるだろうか。「俺だって給料を丸ごと女房に渡していた、男だって『無償労働』だったのだ」という発言から、「今や、近代家族の内部もまた完全に市場原理に支配された、といえるかもしれない」と牧原憲夫は問題提起する（牧原編『私』にとっての国民国家論』日本経済評論社，2003年，67-68頁）。家はもはや「新しいひと」を迎える場（214頁）ではなく、たとえその人びとが「世界の希望」（同上）だとしても、そうした他者を“生産”する（非暴力的）暴力の“極地”になったのだとも言えはしないか。これらは評者の課題であるが、著者の課題とも重なるだろう。次はぜひ家族の政治学をより深めて、また政治学からより広げて、論じてほしい。

最後に蛇足を。著者にとって日本社会が「荒野」に変貌した（「あとがき」）ことを真摯に言祝ぎたい。そこでの「独り言」こそ「他者性」に開かれた……コミュニケーション」（238頁）だから。評者も『「荒野」に生きる……非一人間』（326頁）として、自立—依存、主体化—客体化の両極に抗いつつ厭わない“非主体”（“非客体”）の語り続けたい。（岡野八代著『フェミニズムの政治学——ケアの倫理をグローバル社会へ』みすず書房，2012年1月刊，429頁，定価4,200円+税）（まつお・じゅんこ 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）